

訪問介護サービス利用料金表

1. 身体介護中心型

単位:10.21円

サービス内容			算定項目				
			時間	介護度単位	自己負担額		
					1割	2割	3割
身	身体介護(01)	平常	20分未満		170	339	509
		夜・朝		夜間・早朝の場合(25%加算)	213	425	637
		深夜		深夜の場合(50%加算)	266	509	763
	身体介護(1)	平常	20分以上 30分未満		255	509	763
		夜・朝		夜間・早朝の場合(25%加算)	318	635	953
		深夜		深夜の場合(50%加算)	382	764	1,146
	身体介護(2)	平常	30分以上 1時間未満		404	807	1,210
		夜・朝		夜間・早朝の場合(25%加算)	505	1,009	1,513
		深夜		深夜の場合(50%加算)	606	1,211	1,817
体	身体介護(3)	平常	1時間以上 1時間未満		590	1,179	1,768
		夜・朝		夜間・早朝の場合(25%加算)	737	1,473	2,209
		深夜		深夜の場合(50%加算)	886	1,769	2,653
以下30分を増すごとに加算				85	170	254	
引き続き生活支援を行った場合20分から計算して25分増すごとに加算(3回の加算を限度とする)				67	135	202	

1. 生活援助中心型

単位:10.21円

サービス内容			算定項目				
			時間	介護度単位	自己負担額		
					1割	2割	3割
生	生活援助(2)	平常	20分以上 45分未満		186	372	668
		夜・朝		夜間・早朝の場合(25%加算)	233	466	699
		深夜		深夜の場合(50%加算)	279	558	837
	生活援助(3)	平常	45分以上		229	458	687
		夜・朝		夜間・早朝の場合(25%加算)	286	572	858
		深夜		深夜の場合(50%加算)	343	686	1029

3. 加算料金

加算	加算内容	自己負担額 (負担割合別)	
		1割	2割
特定事業所加算Ⅱ	特定の要件(サービス責任者の経験年数、介護福祉士の配置、職員への研修体制等)体制・人材要件を満たしている事業所としての加算(1回あたり)	所定単位数の 10%	
初期加算	新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回もしくは初回訪問の属する月に自ら訪問介護を行った場合、又は他の訪問介護員等が訪問介後を行う際に同行訪問した場合(1月あたり)	1割	204
		2割	408
		3割	613
緊急時訪問介護加算	甲又はご家族からの要請を受け、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携を図り、介護支援専門員が必要と認めた時に、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を緊急に行った場合(1回あたり)	1割	204
		2割	408
		3割	613
生活機能向上連携加算	生活機能向上にかかる所定の訪問介護計画を策定した場合(1月あたり)	1割	204
		2割	408
		3割	613

※運営規定に定めている通常の事業実施地域を超えている中山間地域等にサービスを提供する場合、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算として、介護給付費所定単位数の5%を加算算定させていただきます。

※介護職員処遇改善加算として基本サービス費に各種加算を加えた総単位数に13.7%を加算算定させていただきます。

※介護職員等特定処遇改善加算として基本サービス費に各種加算を加えた総単位数に6.3%を加算させていただきます。

☆「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するための所要時間です。

☆上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護及び介護予防訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。

☆平常の時間帯(午前8時から午後6時)以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は介護保険の支払限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

- ・夜間(午後6時から午後10時まで):25%

- ・早朝(午前6時から8時まで):25%

- ・深夜(午後10時から午前6時まで):50%～※現在当事業所でのサービス提供は致しておりません。

☆訪問介護養成研修3級課程(ヘルパー3級)終了者によるサービスについては、表の利用料金の10%が割り引かれます。

☆2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合

※はご利用者の同意の上で、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

※2人の訪問介護員でサービスを行う場合(例)

- ・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
- ・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

